

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年7月20日第24回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事
(事務局長) みなさん、おはようございます。ただいまから、第24回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(会長) 挨拶
(事務局長) 本日の出席委員は13名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。
(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、3番雨田委員、5番赤坂委員を指名します。
(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(議長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1頁、2頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数2件、筆数6筆、面積12,997㎡。畑10,029㎡。田2,968㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の11番、日高信行委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番日高です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る7月2日午後3時から、譲渡人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積3,863㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積803㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目田、面積2,968㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇、地目畑、面積3,648㎡。大字納官、字〇〇〇、地目畑、面積902㎡。譲渡人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が息子の妻へ贈与、譲受人が義父より受贈となっております。場所につきましては、〇〇〇〇でございますけれども、国道より〇〇〇〇へ入り約740mくらい走りますと、〇〇〇〇へ通じる〇〇〇〇がございます。そこを約〇〇mくらい走りますと、右手に〇〇〇〇さん宅の入り口にある畑です。〇〇〇〇さん宅の北側に〇〇〇〇-〇、土手を挟んでさらに北側に〇〇〇〇-〇の畑があります。次に〇〇〇〇でございますけれども、国道より〇〇〇〇へ入り、約680mくらい走りますと〇〇〇〇へ通じる道がございます。〇〇〇〇方向へ向かいますと約350mくらい走りますと、右手の方に山道がございます。西側に入り約〇〇〇mくらい走ると右下の田んぼです。〇〇〇〇でございますけれども、先程の〇〇〇〇を更に〇〇〇〇の方に150mくらい走りますと、左手に〇〇〇〇〇〇さん宅がございます。その反対側の西側に農道の入り口がございます。入り込んで〇〇〇〇mくらい走りますと、左側に一枚畑を挟んで裏側の一枚畑でございます。2筆になっておりますけれども、手前が〇〇〇〇〇〇、奥の方が〇〇〇〇番地でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の9番久保

田委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番の久保田です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る7月9日8時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-12、地目畑、面積813㎡。譲渡人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては〇〇〇〇を通過し、〇〇〇〇集落に向かう三差路を入り、〇〇mくらい行ったところの左上でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程をよろしくをお願いします。

(議長)ご苦労様です。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位2については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件については、許可することに決定します。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。

この案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。3頁をお開きください。議案第2号第1項順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地47。貸人、〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地47。申請農地の表示、大字野間字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1。地目、畑。地積136㎡です。転用目的は一般住宅です。申請理由は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け住宅を新築したいとのことです。資金調達も金融機関の残高証明が添付されており、実現性ありと思われます。土地利用規制等につきまして、都市計画区域内(第2種住居地域)で農振農用地外、第3種農地の「役場から300m以内農地」と考えます。棟数・面積等は、居宅118.88㎡、野間〇〇〇〇番1、地目、雑種地、251㎡も使用します。土地の合計面積は、387㎡で建ぺい率は、30.72%です。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)第1項の順位1について、担当調査委員の14番、濱脇が説明します。

(14番委員)議案第2号第1項順位1農地法第5条申請の現地調査について説明

いたします。この案件につきましては、先般7月11日午前9時15分より、私、濱脇と、赤坂委員、日高隆克委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇公民館の道路向かい側に〇〇〇〇さんの自宅があります。その東隣です。現在、申請人の〇〇〇〇さんは、家族が増えたこともあり、住宅を建築したいとのことで準備を進めていたところ、敷地に一部農地が入っていることがわかり、今回の転用申請となりました。当該地は、都市計画区域内の第3種農地であり他に農地の広がりもないところです。排水計画においても合併浄化槽を設置し側溝へと放流するなどの被害防除計画も出されており、転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。現地で調査した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議 長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委 員) ありません。

(事務局) ありません。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員) はい。3番雨田です。場所は〇〇さんの家の角ですか。公民館の前ですか。

(14番委員) 説明します。〇〇さんの〇〇の東隣、現在、〇〇〇として使われている所です。

(3番委員) 〇〇〇〇さんの駐車場の隣ですね。役場から300mありますか。

(14番委員) 距離的には〇〇m程だと思っております。

(3番委員) 先程の説明では300mと言っていないでしたか？

(事務局) 300m以内にある農地ということでご理解いただければと思います。

(3番委員) 役場からの距離は関係無いわけですね。

(事務局) 第三種農地の規制等の中で、300m以内にある農地ということです。実際には〇〇m程です。

(3番委員) わかりました。

(議 長) 他に質疑・意見はありませんか。質疑なしと認めます。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請」の第1項順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議 長) 次に、日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)はい。資料の4頁，5頁を開いて下さい。承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を説明します。件数5件，筆数15筆，変更面積 33,048 m²，契約年数6年，合意による解約でございます。詳細につきましては，資料6頁から11頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は，承認することに決定しました。

(議長)次に日程第6，承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の12頁をお開きください。承認第2号，「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成28年7月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転2件，筆数2筆，賃貸借権18件，筆数87筆，使用貸借権4件，筆数18筆，面積 230,865 m²の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては，資料の13頁から35頁，その他別紙を添付しております。尚，利用権設定を受けるものについては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認する事に，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号，「農用地利用集積計画の承認について」の件は，承認することに決定しました。これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成28年第24回，中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者